

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）

「災害に際し応急的な支援を実施すること」について

平成22年8月

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室(吾郷 俊樹室長)

1. ！ 政策体系上の位置付け

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること					
	1	2	3	4	5
施策大目標分野	生活困窮者への福祉サービス	地域社会のセーフティネットワーク	災害被災者への福祉サービス	福祉人材の養成、利用者保護等	戦傷病者等の援護

施策中目標

1 災害に際し応急的な支援を実施すること

※ 並列する施策中目標はありません。

【政策体系（文章）】

基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策大目標3 災害時の被災者等に対し適切に福祉サービスを提供すること

施策中目標1 災害に際し応急的な支援を実施すること

(関連施策)

特になし

(予算書との関係)

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

(項) 災害救助等諸費：災害救助等に必要な経費（一部）

「災害救助法」に基づき、都道府県が支弁する応急救助費の一部負担

2. ! 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

(施策小目標1) 災害に際し応急的な支援を実施すること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	871	8,464	310	443	200
(決算額)(百万円)	(596)	(6,981)	(291)	(406)	
税制減収額見込み (実績)(百万円)	—	—	—		

3. ! 施策を取り巻く環境 — 評価の前提

(1) 施策の枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画等）

○災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）により、国は災害に際して、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることとされています。

(2) 現状分析（施策の必要性）

○都道府県が災害救助法を適用した場合、災害救助法第36条の規定に基づき、避難所や応急仮設住宅の設置、炊き出し等、救助に要した経費（救助費の合計額が100万円以上となる場合）に応じ、その一部（50/100～90/100）を都道府県に対して補助するものであり、迅速な応急救助の実施のために必要な事業です。

(3) 施策実施上の留意事項（総務省、会計検査院等による指摘）

特になし

4. ! 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。施策小目標ごとの詳細な評価は、5. を参照下さい。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	災害が発生又は発生するおそれが生じ、災害救助法を適用した場合における避難所の設置状況（100％／毎年度）	－	－	－	100	100
達成率		－％	－％	－％	100.0％	100.0％
2	被害発生から避難所設置までの時間（災害の態様に応じてできるだけ速やかに設置／毎年度）	－	－	－	－	備考欄参照
達成率		－％	－％	－％	－％	－％
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の指標は、災害が発生又は発生するおそれが生じ、災害救助法が適用された場合、速やかに避難所を設置する必要があることを示す。 過去5年間の災害救助法の適用数は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度 38 市区町村 平成18年度 21 市町村 平成19年度 15 市町村 平成20年度 11 市町 平成21年度 7 市町 指標2については、災害の規模、発生場所、発生時間等、発災時の条件により避難所設置までの時間が異なり、一律の評価はできないため、避難所設置までの客観的な時間を下欄に記載。 平成21年度に災害救助法が適用された災害にかかる7市町の内訳は、大雨災害7件（6市1町）であり、個別の状況については次のとおり。 <p>○平成21年中国・九州北部豪雨 （平成21年7月21日）</p> <ul style="list-style-type: none"> 4:18 山口県山口市、防府市に大雨洪水警報 8:30 防府市が避難所設置 9:28 山口市が避難勧告発令、避難所設置 						

14:10 防府市が避難勧告発令

(平成 21 年 7 月 24 日)

18:37 福岡県飯塚市に大雨洪水警報

19:18 飯塚市が避難所設置

20:13 飯塚市が避難勧告発令

○平成 21 年台風第 9 号

(平成 21 年 8 月 9 日)

11:00 兵庫県宍粟市が避難所設置

14:15 兵庫県佐用町及び宍粟市に大雨洪水警報

15:27 岡山県美作市に大雨洪水警報

21:00 兵庫県佐用町が避難所設置

21:20 兵庫県佐用町が避難勧告発令

22:30 岡山県美作市が避難勧告発令、避難所設置

23:57 兵庫県朝来市に大雨洪水警報

(平成 21 年 8 月 10 日)

0:45 兵庫県宍粟市が避難勧告発令

1:15 兵庫県朝来市が避難勧告発令、避難所設置

(指標の分析：有効性の評価)

○平成 21 年度に災害救助法が適用された 7 市町においては、いずれも避難勧告発令前又は発令と同時に避難所が設置されています。各都道府県知事が災害救助法の適用を行うにあたっては、適用基準に合致しているかどうかについて国が助言を行っており、また、救助法の適用後においては、避難所の適切な設置、運営等についても助言を行っていることから、的確な応急救助を実施していると評価できます。

○平成 21 年 6 月には、災害救助担当者全国会議を開催し、被害状況の迅速な把握、救助の早急な実施等について、都道府県に対し適切な対応を求めており、国として必要な指導を行っています。

(効率性の評価)

○災害救助法に基づく応急救助は、被災者に対する応急的、一時的な救助を行うものです。そのような観点から、避難所の開設期間等について適切な対応がなされるよう、都道府県に対し助言・指導を行っており、国として適切な対応を図っているものと評価できます。

○また、国庫負担の対象経費について、交付決定前に救助に要した費用内容の確認を行っており、適切な対応を図っているものと評価できます。

(今後の方向性)

○来年度以降も、引き続き、災害発生時の迅速かつ適切な応急救助の実施に努めて参ります。

5. 評価と今後の方向性（施策小目標ごと）

施策小目標ごとの評価と今後の方向性は次のとおりです。指標・目標値の動きは別図を参照下さい。また、個別の事業ごとの評価は別表を参照下さい。指標の出典等は9. 参考を参照下さい。

（1）施策小目標1「災害に際し応急的な支援を実施すること」関係

（指標・目標値）

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	災害が発生又は発生するおそれが生じ、災害救助法を適用した場合における避難所の設置状況（100％／毎年度）	－	－	－	100	100
達成率		－％	－％	－％	100.0％	100.0％
2	被害発生から避難所設置までの時間（災害の態様に応じてできるだけ速やかに設置）	－	－	－	－	－
達成率		－％	－％	－％	－％	－％
【調査名・資料出所、備考等】						
施策中目標に係る指標1及び2と同じ						

（事務事業等の概要）

災害救助費等負担金

- 災害が発生又は発生するおそれが生じ、災害救助法が適用された場合で、避難所の設置が必要と判断されたときに、速やかに避難所を設置します。

（評価と今後の方向性）

（有効性の評価）

- 平成 21 年度に災害救助法が適用された 7 市町においては、いずれも避難勧告発令前又は発令と同時に避難所が設置されています。各都道府県知事が災害救助法の適用を行うにあたっては、適用基準に合致しているかどうかについて、国が助言を行っており、また、救助法の適用後には、避難所の適切な設置、運営等についても助言を行っていることから、的確な応急救助を実施していると評価できます。
- 平成 21 年 6 月には、災害救助担当者全国会議を開催し、被害状況の迅速な把握、救助の早急な実施等について、都道府県に対し適切な対応を求めており、国として必要な指導を行っています。

（効率性の評価）

- 災害救助法に基づく応急救助は、被災者に対する応急的、一時的な救助を行うものである。そのような観点から、避難所の開設期間等について適切な対応がなされるよう、都道府県に対し助言・指導を行っており、国として適切な対応を図っているものと評価できます。
- また、国庫負担の対象経費について、交付決定前に救助に要した費用内容の確認を行っており、適切な対応を図っているものと評価できます。

（今後の方向性）

- 来年度以降も、引き続き、災害発生時の迅速かつ適切な応急救助の実施に努めて参ります。

6. 施策の随時の見直し－現状把握の取組

厚生労働省では、施策の随時の見直しや将来の企画立案に活かすべく、現状把握の取組を行っており、そのうち主なものは以下のとおりです。

月	件名	内容	その後の対応
22年 4月 5月	福祉避難所の事前指定の推進に関する意見交換の実施	福祉避難所の事前指定、災害時要援護者の避難支援について自治体及び福祉関係者と意見交換	福祉避難所の事前指定の推進に反映させる。
5月	災害救助担当者全国会議の開催	災害救助法等の説明と質疑応答	災害発生時の適切な応急救助の実施に反映させる。

7. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

8. 有識者の知見の活用について

有識者（消防審議会委員に在任）からのご意見

① 評価と今後の方向性について

- ・ 災害時には避難が必要となることから、設定されている指標（避難所の設置状況）にかかる「有効性の評価」「効率性の評価」及び「今後の方向性」に関する記述は、分かりやすく、必要性が理解されやすいものと思われます。

② 指標の設定及び目標値の水準について

- ・災害救助法に基づいて行われる応急救助の内容は多岐にわたり、実施される救助も災害ごとに異なるため、全ての災害に共通する指標は限られることから、設定している指標及び目標値の水準は妥当と思われます。

③ 今後の評価対象について

- ・今後は、災害時要援護者の増加を背景に、例えば福祉避難所の開設状況が付随的な指標となる可能性があります。

●今後の評価対象について

- ・福祉避難所の開設状況が付随的な指標となるのではないかとのご意見については、被災状況により必要な救助内容が異なるため、福祉避難所の開設状況から応急的支援を一律に評価することはできないことから、指標とすることは適当でないと考えます。

9. 参考

本評価書中で引用した下記のデータは、厚生労働省ホームページで確認できます。

○参考法令：災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）

http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=houri&DMODE=CONTENT S&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1540

10. 添付資料等一覧

本評価書の添付資料は以下のとおりです。

別図 政策体系（VII-3-1）

別表 1-1 「災害救助費等負担金」（事業評価シート）

政策評価体系上の位置付、通し番号		VII-3-1-(1)						
事業評価シート								
予算事業名	災害救助費等負担金（国民保護訓練経費分を除く）	事業開始年度	昭和22年					
担当部局・課室名 作成責任者	社会・援護局総務課災害救助・救援対策室長 吾郷 俊樹							
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	災害救助法第36条							
関係する通知、計画等	災害救助費の国庫負担について（昭和40年5月11日社第163号）							
予算体系	(項)災害救助等諸費 (大事項)災害救助等に必要経費 (目)災害救助費等負担金							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施							
	<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：）							
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔 <u>直接</u> 間接〕（補助先：都道府県 実施主体：都道府県）							
	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。						
	対象 (誰/何を対象に)	都道府県						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、避難所の設置等の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。 (1) 救助に要する費用は都道府県が支弁 (2) 費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担 ①普通税収入見込額の2/100以下の部分 50/100 ②普通税収入見込額の2/100を超え、4/100以下の部分 80/100 ③普通税収入見込額の4/100を超える部分 90/100						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	200 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数		
	人件費	百万円		担当正職員	千円	人		
総計	200 百万円	臨時職員他		千円	人			
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	6,981	4,604					
	H19(決算上の不用額)	1,484						
	H20(決算額)	291	291					
	H20(決算上の不用額)	19						
	H21(予算(補正込))	443						
	H21(決算見込)	406	406					
H22予算	200							
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	負担金 200百万円 (負担率 50/100・80/100・90/100)							

政策評価体系上の位置付、通し番号		VII-3-1-(1)				
事業評価シート						
予算事業名	災害救助費等負担金（国民保護訓練経費分を除く）		事業開始年度	昭和22年		
担当部局・課室名 作成責任者	社会・援護局総務課災害救助・救援対策室長 吾郷 俊樹					
事業/制度の 必要性	都道府県が災害救助法を適用した場合、災害救助法第36条の規定に基づき、避難所や応急仮設住宅の設置、炊き出し等、救助に要した経費(救助費の合計額が100万円以上となる場合)に応じ、その一部を都道府県に対して補助するものであり、迅速な応急救助の実施のために必要な事業である。					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	なし					
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	なし					
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		災害救助法適用市町村数		15市町村	11市町	7市町
	予算執行率		%	82%	94%	92%
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		災害救助法を適用した市町村において被災者の応急救助が適切に行われるよう、都道府県に対して必要な助言・指導を行っており、本事業は有効な役割を果たしたと考えられる。				
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	災害救助法を適用した地方自治体において被災者の応急救助が適切に行われるよう、引き続き一定の予算額を確保する必要がある。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		なし				
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		なし				